資料－３

第９回　鳥海ダム建設事業マネジメント委員会

鳥海ダム建設事業の安全管理について

（※「不開示情報」を省いた構成にしております）

東北地方整備局　鳥海ダム工事事務所

令和８年６月２５日（木）

安全管理への取り組み

国土交通省東北地方整備局
鳥海ダム工事事務所

①事故防止対策委員会活動

鳥海ダム工事事務所事故防止対策委員会総会

1．日　時　令和７年６月２７日（金）　１０：００～１１：３０

2．場　所　由利本荘市ボートプラザ　アクアパル　多目的ホール

3．総会次第
（1）挨拶　鳥海ダム工事事務所長　沢田　健
（2）議事
ア　令和６年度活動状況報告について　資料－１
イ　令和７年度事業計画（案）について　資料－２
（3）安全対策協議会の活動について　資料－３
鳥海ダム建設事業工事等安全対策協議会　会長
鳥海ダム本体建設工事
西松・奥村・フジタ特定建設工事共同企業体　岩川　真一　様
（4）講話
「改正労働安全衛生規則について」　資料－４
本荘労働基準監督署長　佐藤　厚志　様
「交通安全の情勢について」
由利本荘警察署交通課　交通指導兼交通規制係長　太田　武　様
「工事事故防止について」　資料－５
東北地方整備局　企画部　技術管理課　建設発生土技術係長
大石　晃　様
（5）安全決意宣言
鳥海ダム建設事業工事等安全対策協議会　副会長
村岡建設工業株式会社　畠山　春樹　様



安全パトロール





＜　R7．7．19出水対応のため中止＞
＜　R7．11．7実施＞

・工事現場のパトロール
・指摘事項の抽出

・改善を図り、事故を防止する。

②その他独自のとりくみ

抜き打ちパトロール
＜　5月、6月、7月、実施＞



交通安全パトロール
＜６月、７月、８月、９月、11月実施　＞



令和6、7年度の工事事故発生4件
今後も、安全管理に留意しながら事業を進める。

安全管理への取り組み

令和6年度及び令和7年度の工事事故発生等状況

発生年度	事故No.	災害分類	事故の概要
令和6年度	1	労働災害	法枠の吹付作業中にホース圧力による揺れで脱臼癖により右肩関節を脱臼した。
	2	物損公衆	工事現場へ社用車で移動中、脇見運転により道路脇の田んぼ面に逸脱した。
令和7年度	3	物損公衆	工事現場へ資材搬入のローリー車が、路肩に寄り過ぎ滑り落ち横転した。
	4	物損公衆	除雪作業中ブレードが上がった状態でバックし、光ケーブルを切断した。

安全管理への取り組み

令和8年度　鳥海ダム工事事務所 工事事故防止目標と取り組み事項

目標　労災根絶！「“DXの活用”」を図り、工事事故ゼロ

目標達成に向けた取り組み事項

1．安全パトロールの実施

1）原則として年2回以上（おおむね9月・11月）の安全パトロールを実施する。
なお、工事の施工状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。
2）安全パトロールの実施にあたっては、必要に応じて労働基準監督署又は警察署等関係機関の指導（講話等）を受ける。
3）安全パトロール終了後は、問題点等を受注者へ伝達すると共に、改善策の検討及び実施を指示する。また、後日、対応状況を確認し、改善結果を評価する。
4）安全パトロールの実施内容は、令和8年4月14日付け企画部長通知「令和8年度東北地方整備局事故防止対策方針について」に基づき対応する。
5）鳥海ダム工事事務所幹部職員による「抜き打ちパトロール」、鳥海ダム工事事務所主任監督職員らによる「主任監督員パトロール」及び工事関係車両の安全走行を確認する主旨で工事課職員による「交通安全パトロール」実施する。

2．安全教育の実施

安全意識の向上を図るため、次の取り組みを行う。
1）安全旗を現場に掲揚する。
2）東北地方整備局からの事故発生状況等、安全に関する資料を配付し、事故防止に努める。
3）鳥海ダム工事事務所における工事事故情報を共有するとともに、注意喚起を行う。
4）時間外労働時間の上限規制及び4週8休の適用を遵守すると共に、稼働時間の減少が事故リスクの増加に繋がることのないよう、適切な工期設定及び工程管理に取り組む。
5）通勤中を含め、一般道走行に関する法令遵守、地域住民の生活環境に配慮したルール及び現場内の通行ルールの徹底等、交通安全について注意喚起を行う。
6）重点対策に位置づける作業については、リスク項目及びその対策方法をリストアップし、実施状況についてチェックを行う。

3．その他

1）各現場との安全管理、交通管理等に関する意見交換を実施する。
2）工事事故の発生が多い受注者については、重点的に指導を行い、具体的な改善策を求める。
3）指定管理鳥獣（クマ等）や洪水、地山崩落等の危険情報を迅速に共有する体制を構築する。
4）令和7年6月1日からの熱中症対策義務化を受け、各現場の対応について確認する。

安全管理への取り組み

＜安全対策の例＞　熱中症防止対策

区分	実施項目
管理体制	・安全掲示板に3時間ごとのWBGT値予報を掲示し、注意喚起を図る。（写真①）
	・誰でも確認できる箇所（安全掲示板横・現場内）にWBGT計を設置する。（写真②）
	・身体の深部体温の上昇を感知し、アラームとランプで警告してくれるWBGTカナリアを導入。（写真③）
	・身体の深部体温の上昇を検知し、振動とアラームで警告してくれる熱中センサーを導入。（写真④）
	・現場作業員に対し、防暑垂れの着用を促す。
教育	・新規入場者教育時において、当現場の熱中症対策ルールを周知する。
	・朝礼時において、安全当番から当日のWBGT値予報を周知し、注意喚起を図る。
体調管理	・熱中症予防チェックシートを用い、作業員の体調管理を行う。
	・スマホ、タブレットによるQRコードを用いた熱中症自己点検を行う。（写真⑤）
緊急時の措置	・緊急時連絡体制表に基づき、速やかに関係部署に報告する。



写真①





写真②



写真③



写真④-1



写真④-2



写真⑤

安全管理への取り組み

＜安全対策の例＞　熱中症防止対策

区分	実施項目
熱中症防止設備等	・各所に熱中症対策応急キットを常備する。
	・各所に熱中症対策室を設置する。（冷房、冷蔵庫、経口補水液、瞬間冷却パック等を常備）
	・寒冷紗やエアコンを常時稼働した休憩所の設置。
	・熱中症対策用品（タオル、ドライTシャツ）を配布する。（写真⑥）
	・休憩所等にアイスラリー冷蔵庫の設置。（写真⑦）
水分・塩分補給	・現場詰所の冷蔵庫に塩飴や経口補水液を常備する。（写真⑧）
	・現場詰所に熱中飴やクールシートを常備する。（写真⑨）
	・現場詰所にウォーターサーバーを設置する。（写真⑩）
	・毎日朝礼時に水分・塩分補給を確実に行うように周知する。



写真⑥



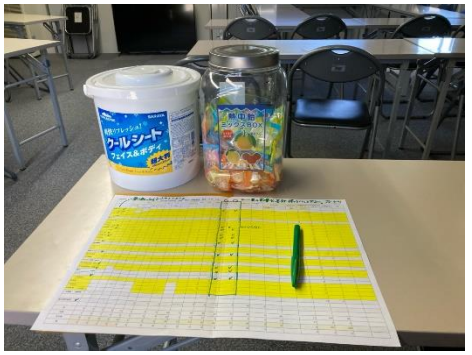
写真⑦



写真⑧-1



写真⑧-2



写真⑨



写真⑩

安全管理への取り組み

国土交通省東北地方整備局
鳥海ダム工事事務所

＜安全対策の例＞　熊対策

区分	実施項目
教育	朝礼・月毎の安全教育・安全大会時にイラストによる教育を実施する。（写真①）
熊対策設備等	重機・ダンプに乗らいない場合にクマ鈴を携帯する。（写真②）
	現場詰所にクマ撃退スプレーを設置。（写真③）
	現場詰所に鹿・鳥獣バリアの設置。（写真④）
	熊等の危険動物との遭遇事故防止のため、サーモカメラ搭載UAVを活用する。（写真⑤）
	熊等の危険動物の侵入防止のため、現場詰所周辺に電気柵を設置。（写真⑥）



写真①



写真②



写真③





写真④



写真⑤



写真⑥

安全管理への取り組み

○令和8年度　現場パトロール実施スケジュール

番号	工　事　名	工事期間 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	工事毎の区分 ①設備	②高所	③夜間	④場内	⑤坑内	⑥重機
1	鳥海ダム本体建設（第１期）工事	■	■	■	■	■	■	■	■					●	●	●	●		●
2	鳥海ダム付替道路5号橋下部工工事	■	■	■	■	■	■	■	■					●			●	●	●
3	鳥海ダム市道付替百宅線１号トンネル工事	■	■	■	■	■	■	■	■					●		●	●	●	●
4	鳥海ダム市道付替百宅線２号トンネル工事	■	■	■	■	■	■	■	■					●		●	●	●	●
5	鳥海ダム市道付替倉ノ下線道路改良工事		■	■	■	■	■	■	■								●		●
6	鳥海ダム市道付替手代線道路改良工事		■	■	■	■	■	■	■								●		●
7	鳥海ダム市道付替倉ノ下線滝ノ上地区改良工事		■	■	■	■	■	■	■								●		●
8	鳥海ダム周辺整備工事	■	■	■	■	■	■	■	■								●		●
9	鳥海ダム市道付替百宅線百宅道路改良工事			■	■	■	■	■	■								●		●
10	鳥海ダム市道付替百宅線大亦地区道路改良工事			■	■	■	■	■	■								●		●
11	鳥海ダム市道付替百宅線百宅地区改良工事			■	■	■	■	■	■								●		●
12	鳥海ダム市道付替杉峠地区工事用道路工事			■	■	■	■	■	■								●		●
13	鳥海ダムネットワーク設備工事		■	■	■	■	■	■	■								●		●
安全パトロール（事故防活動）						●		●											
臨時点検			●	●	●		●												
備　　考			場内通行 重機作業	重機作業 高所作業	場内通行 夜間作業		坑内作業 設備点検							・工程会議（週１回） ・幹部抜き打ちパトロール又は主任監督員パトロール（月1回以上） ・交通安全パトロール（月１回） ・過積載点検1／四半期毎(6,9,12,3)					